

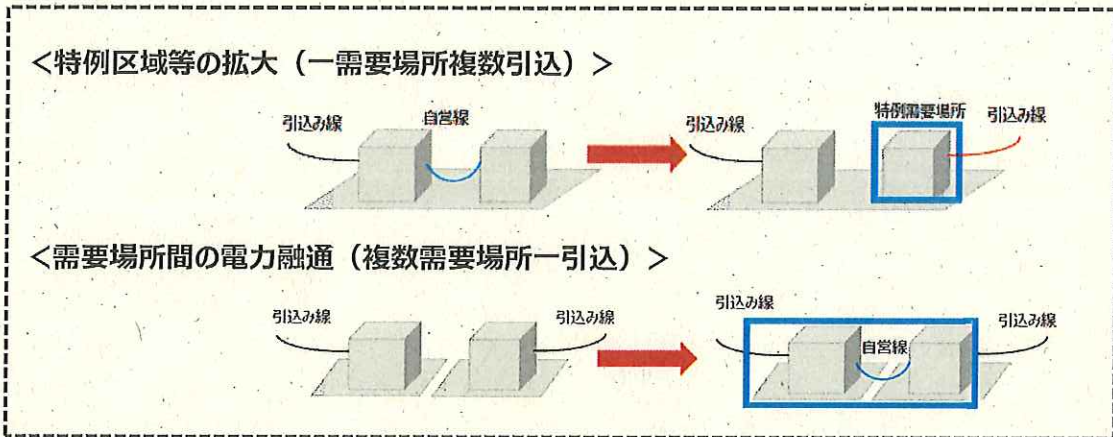
1. 概要



- ✓ 2021年4月の電気事業法施行規則改正や、託送供給等約款・離島供給約款・最終保障供給約款改定により、これまでEV急速充電器とFIT全量買取のみ認められていた特例需要場所・特例発電場所（以下、「特例区域等」といいます。）の適用範囲が拡大されることとなります。
- ✓ また、2021年4月の各約款改定により、需要場所間の電力融通についても認められることとなります。
- ✓ これらは、電力・ガス基本政策小委員会にて整理されたことにより、改定に至りました。

〔参考〕 第29回電力・ガス基本政策小委員会（2021/1/19開催）

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/029_06_00.pdf



©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.

無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社 2021年3月

2. 具体的な対象（特例区域等の拡大）



- ✓ 特例区域等として新たに適用可能となる具体的な対象は、以下のとおりです。

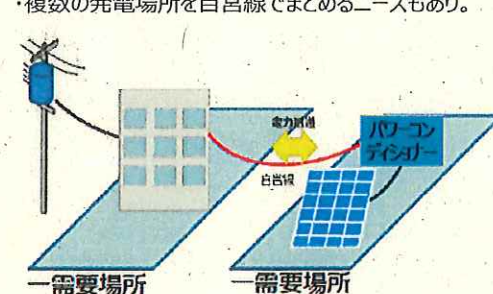
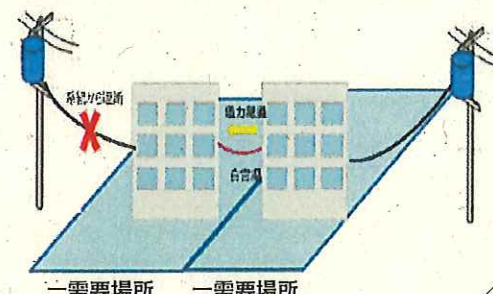
環境性（温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置）	
<p><事例> 【再エネ（非FIT）設備】 一需要場所において、別の需要者等が別引込で再エネを設置するニーズがある。</p> <p>※現行の制度ではFIT認定設備のみ2引込が認められている。</p>	<p><事例> 【EV普通充電器】 複合施設やマンション等で、これらの事業主体と異なる別の事業者（充電スタンド会社等）等が普通充電器を設置するニーズがある。</p> <p>※現行の制度ではEVの急速充電器のみ2引込が認められている。</p>
設備の合理性（電気工作物の設置及び運用の合理化のための措置）	
<p>【避難場所（学校）への空調設置】 <事例> 先般の自然災害を踏まえ、避難場所である学校の体育館へのエアコン設置のニーズが高まっている。</p>	<p><事例> 【データセンター】 データセンターは、マーケットの状況により適宜増築をすることや、電力の消費量が極めて大きいなどの特有の事情があり、各棟ごとに引き込みたいといったニーズがある。</p>

具体的な対象

3. 具体的な対象（需要場所間の電力融通）



✓ 需要場所間の電力融通が可能となる具体的な対象は、以下のとおりです。

	環境性（温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置）	防災（災害による被害を防ぐための措置）
具体的な対象	<p>【別需要地の再エネ等の電力融通】</p> <p><事例> ・現需要場所と異なる需要場所に太陽光発電設備を設置しそこで発電した電力を常時供給を行うことで自家発自家消費を実施。パワコンの稼働電力は現需要場所から供給。 ・複数の発電場所を自営線でまとめるニーズもあり。</p> 	<p>【非常時における電力融通】</p> <p><事例> ・タワーマンション等で地下に受電設備を設置している場合、浸水で受電設備が故障し、電気が長期間とだえることがあった。 ・停電時における共用部への電力融通等を想定。</p> 

4. 新しい規定の概要（特例区域等の拡大）



<受付・契約>

- 次の3条件のいずれかに必要な設備を新たに使用する場合、当該設備が施設された建物または部分を特例区域等とすることができます。
 - 防災（災害による被害を防ぐための措置）
 - 環境性（温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置）
 - 設備の合理性（電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置）
- 具体的な適用可否の事例や考え方については、資源エネルギー庁ホームページにQ & Aが掲載される予定です（掲載時期未定）。資源エネルギー庁Q & A掲載の事例をもとに対象可否を判断いたします。
- 非特例区域等と特例区域等を電氣的に分離する等、電気保安の考え方について、経済産業省の運用通知紙に掲載される予定です。

<費用負担>

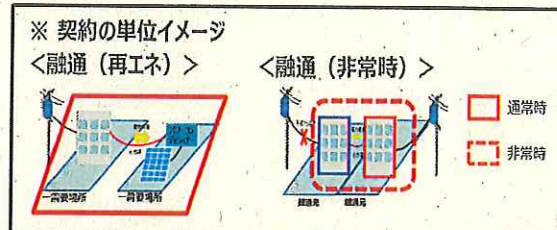
- 新增設における工事費負担金等は、現行取扱いと同様に全額を申し受けます。

5. 新しい規定の概要（需要場所間の電力融通）



<受付・契約>

- 「防災」「環境性」「設備の合理性」のいずれかに資する場合で、契約者または発電契約者から申出のあり、かつ弊社が技術上、保安上適切と認めた場合に適用することができます。
- 融通元と融通先の内線はインターロック機構によりループ構造を避ける等、電気保安の考え方について、経済産業省の運用通知紙に掲載される予定です。
- 融通を行うときは、融通元と融通先をあわせて1契約、1計量とします。ただし、タワーマンション共用部等において非常時のみ電力融通する場合、融通を行わないときの融通元と融通先は別契約、別計量とします。



<費用負担>

- 新增設における工事費負担金等は、通常と同様に扱います。